

国民健康保険 加入・脱退などの手続きについて

74歳以下の方で、会社を辞めて職場の健康保険を脱退した方、家族の健康保険の扶養から外れた方、生活保護が廃止された方は、国民健康保険に加入する手続きが必要になります。国民健康保険の加入日は、届け出をした日ではなく、被保険者の資格を得た日までさかのぼって加入します。保険税も加入日の属する月から課せられます。

また、以下に該当する方は、国民健康保険をやめる手続きが必要です。

●職場の健康保険(健康保険組合、共済組合、協会けんぽなど)に加入した方

●家族の健康保険の扶養に入った方 ●転出する方 ●生活保護を受けている方

国民健康保険をやめる手続きをしなかった場合、保険税が継続して課せられてしまいます。

届け出については、異動日の14日以内に、手続きに必要な書類を持参のうえ、住民課または子ども家庭支援センター(古里出張所)までお越しください。

	届け出が必要なとき	手続きに必要なもの
国民健康保険に加入するとき	他の市町村から転入したとき	他の市町村からの転出証明書・身分証明書 マイナンバーがわかるもの
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた日がわかる証明書 身分証明書・マイナンバーがわかるもの
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者からはずれた日がわかる証明書 身分証明書・マイナンバーがわかるもの
	子どもが生まれたとき	身分証明書(届け出をされる方)・母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書・身分証明書・マイナンバーがわかるもの
国民健康保険を脱退するとき	他の市町村に転出するとき	国民健康保険資格確認書(資格情報のお知らせ) 身分証明書・マイナンバーがわかるもの
	職場の健康保険に入ったとき	国民健康保険資格確認書(資格情報のお知らせ) 職場の資格確認書もしくは加入者情報のお知らせ
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	(後者が未交付のときは加入したことを証明するもの) 身分証明書・マイナンバーがわかるもの
	被保険者の方が死亡したとき	国民健康保険資格確認書(資格情報のお知らせ)
その他	生活保護を受けるようになったとき	国民健康保険資格確認書(資格情報のお知らせ) 保護開始決定通知書 身分証明書・マイナンバーがわかるもの
	町のなかで住所が変わったとき(転居)	国民健康保険資格確認書(資格情報のお知らせ)
	世帯主や氏名が変わったとき 世帯がわかれたり、いっしょになったとき	身分証明書・マイナンバーがわかるもの

※問い合わせは、住民課 ☎ 83-2190